

市からの

連絡帳

6月

は、市・都民税

普通徴収第1期の納期です。

～納付には、便利な口座振替を～

▶納税課 ☎042-460-9831

目

税・年金・届け出

家屋調査(新築・増築・改築分)に

ご協力を

対象期間中に新築・増改築などをした家屋は、平成31年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。これに伴い、市では税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行っています。

対 1月2日～平成31年1月1日の期間中に新築・増改築などをした家屋

調査内容 市職員が対象家屋を訪問し、家屋の内装・外装(屋根・外壁・天井など)および住宅設備(風呂・トイレなど)を調査します。

調査日時 家屋の所有者に事前に書面でお知らせし、都合の良い日時に伺います。書面が届きましたらご連絡ください。

▶資産税課 ☎042-460-9830

市税納付を口座振替に

～夜間・休日 期間限定窓口を開設～

ペイジー口座振替受付サービスは、金融機関のキャッシュカードを専用端末に通すことで口座振替を申し込めるサービスです。

市・都民税(普通徴収)の平成30年度納税通知書発送に伴い、ペイジー口座振替登録のため、夜間と休日に期間限定窓口を開設します。この機会に便利な口座振替登録をしてみませんか。今回のご登録で、平成30年度第1期からの口座振替に間に合います。

対 市・都民税(普通徴収)、固定資産税・

都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料

利用可能な金融機関

- 銀行…みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・きらぼし・ゆうちょ
- 信用金庫…東京三協・西京・西武・東京・多摩
- そのほか…中央労働金庫

- 時** ● 6月11日(月)～15日(金)午後8時^{まで}
- 6月16日(土)午前9時～午後3時

場 納税課(田無庁舎4階)

持 キャッシュカード(暗証番号)・申請者の本人確認書類・平成30年度の納税通知書

※法人カード・代理人(家族)カードなど、一部取り扱いできないカード^{あり}

▶納税課 ☎☎042-460-9831

4月分(6月支払い分)からの年金額

4月分からの年金額は、6月上旬に日本年金機構から送られる年金額改定通知書(はがき)でご確認ください。※端数処理のため、数円の増減が生じる月があります。

問 武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411

▶保険年金課 ☎☎042-460-9825

国民健康保険被保険者証(保険証)

を受け取られていない方へ

平成29年10月1日から有効の保険証を、昨年8月下旬から世帯主宛てに簡易書留でお送りしました。有効期限が平成29年9月30日の保険証をお持ちの方で新しい保険証を受け取られていない方は、本人確認書類(免許証・パスポート・旧保険証など)・認め印を持参し、保険年金課(田無庁舎2階)で受け取りください。

なお、田無庁舎までお越しになれない場合は、下記までご連絡ください。

▶保険年金課 ☎☎042-460-9822

心

福祉

生活つなぎ資金貸付

急を要する事情で一時的に金銭的に

お困りの方へ貸付を行います(上限2万円)。

※貸付には条件があります。詳細はお問い合わせください。

▶生活福祉課 ☎☎042-438-4022

障害福祉課窓口到手話通訳者配置

両庁舎での手続き・相談などが必要な場合にご利用ください。

手話通訳者配置日 午後1時～5時

保谷庁舎 毎月第1(水)	田無庁舎 毎月第3(金)
6月6日	6月15日
7月4日	7月20日

上記日程で通訳をご利用の方は、障害福祉課(両庁舎1階)窓口にお越しください。

※配置日以外にも手話通訳者を派遣します。詳細はお問い合わせください。

▶障害福祉課 ☎☎042-438-4034 ☎042-438-4321

心

子育て・教育

児童手当・児童育成手当の

現況届をお忘れなく！

6月1日現在、児童手当・児童育成手当(育成手当・障害手当)を受給している方に、各現況届の用紙を送付しますので、7月2日(月)までに必ずご提出ください。

提出方法 ●子育て支援課(田無庁舎1階)へ持参(郵送可)

- 市民課(保谷庁舎1階)、出張所に設置してある専用の回収ポストへ投函
- 電子申請「ぴったりサービス **HP**」(児童手当現況届^{のみ})

※記入漏れや添付書類漏れにご注意ください。

▶子育て支援課 ☎☎042-460-9840

中学校教科用図書(道徳)の

見本本の展示

今年度、新たに中学校の教科書「特別の教科 道徳」を採択するため、見本本を展示します。

期間 6月2日(土)～28日(木)

場・時

①中央図書館・柳沢図書館・ひばりが丘図書館

(火)～(金)：午前10時～午後8時

(土)(日)：午前10時～午後6時

※(月)・第3(金)は休館

②保谷庁舎情報公開コーナー

午前8時30分～午後5時

※(土)(日)を除く

▶教育指導課 ☎☎042-438-4075

家

暮らし

自治会・町内会等活性化補助金

説明会および懇談会開催

市内の自治会・町内会およびマンション管理組合が行う地域福祉の促進や地域づくりに役立つ活動に対する補助金について説明します。併せて、団体同士が交流する懇談会を行います。

時・場 6月16日(土) ①午前10時～正午・田無庁舎

②午後2時～4時・保谷庁舎

対 市内の自治会・町内会およびマンション管理組合

申 6月11日(月)までに、ファクス・メールで団体名・参加者氏名・電話番号を下記へ

▶協働コミュニティ課 ☎☎042-438-4046・☎042-438-2021・
✉kyoudou@city.nishitokyo.lg.jp

廃棄物処理手数料の減免申請

減免対象者がいる世帯の指定収集袋(ごみ袋)の配布申請を6月7日(木)より受け付けます。

詳細は5月15日号・市 **HP** をご覧ください。

▶ごみ減量推進課 ☎042-438-4043

雨水浸透施設などの

助成制度のご利用を

集中豪雨や台風による浸水被害を軽減するための取組の一つとして、宅地内に雨水浸透施設(屋根に降った雨を

市民税・都民税(住民税)納税通知書の送付

▶市民税課 ☎☎042-460-9827・9828

平成30年度市・都民税が課税となり、納付方法が普通徴収(納付書または口座振替による個人での納付)の方と公的年金からの特別徴収(引き落とし)の方を対象に、納税通知書を送付します。

納税通知書には、平成29年中の所得および各種控除の内容や、それを基に計算した市・都民税の税額が記載されています。なお、金融機関などの窓口で納めていただく方には、納付書が同封されています。納付書は、1枚ずつ期別ごとに分かれているので、納期限をよく確認して納付してください。

詳細は、納税通知書に掲載している説明や同封されているお知らせをご覧ください。

※非課税の方への送付はありません。

※徴収方法が給与からの特別徴収(引き落とし)となっている方には、特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)を勤務先へ送付しています。

◆納税通知書の送付日

- 65歳未満(4月1日現在)の方…6月4日(月)
- 65歳以上(4月1日現在)の方…6月12日(火)

◆市・都民税が給与から特別徴収となっても納税通知書が届く方

勤務先へ送付した特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)は、給与からの特別徴収分の税額の内容を記載しているものです。

給与から特別徴収をしている勤務先以外からの収

入(公的年金などの雑所得、事業所得、そのほかの勤務先からの給与収入^{など})があった方は、徴収方法が特別徴収と普通徴収の両方になる場合があります。この場合には、給与からの特別徴収の方でもご自宅に納税通知書が届きますので、内容をご確認ください。

◆納付について

今回送付する納税通知書(口座振替の方を除く)に同封する納付書の納付場所や支払方法などの詳細は、納税通知書6ページをご覧ください。なお、コンビニで納付が可能なのは納付書1枚当たりの税額が30万円以下のものです。

◆課税・非課税証明書の発行

平成30年度(29年中の所得)の証明書の発行…6月4日(月)^{から}

※市・都民税の納付方法が、全て給与からの特別徴収の場合、下記交付窓口においては5月15日(火)から発行しています。

交付窓口 市民税課(田無庁舎4階)・市民課(保谷庁舎1階総合窓口)・各出張所

コンビニでの証明書の発行

利用者用電子証明書の暗証番号を登録しているマイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニの多機能端末(マルチコピー機)で証明書を取得できます。

証明書を発行できる方

①市・都民税申告書または確定申告書を提出した方

②給与や公的年金などの支払先から支払報告書などの提出があった方

③①と②に該当する方の扶養親族として申告書などに氏名の記載がある在住の方です。

※①～③に該当しない方は、申告を受け付けてから証明書の発行までに1カ月ほどかかる場合があります。既に申告書を提出している場合でも、提出時期によっては、同様の期間を要する場合があります。市・都民税の申告は、市民税課(田無庁舎4階)で受け付けています(郵送可)。

◆平成30年度に非課税となる方

- 平成30年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方
- 平成29年分の合計所得金額が125万円以下の障害者・寡婦・寡夫・未成年者(平成10年1月3日以降生まれ)の方
- 平成29年分の合計所得金額が下表以下

市・都民税非課税限度額

扶養人数※	合計所得金額
0人(本人 ^{のみ})	35万円
1人	91万円
2人	126万円
3人以上	1人増ごとに35万円加算

※扶養人数…控除対象配偶者と扶養親族(年少扶養親族を含む)を合計した人数